

# 高齢者虐待防止のための指針

## 1：事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

### （目的）

ケアサポートオフィス リム は、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう本指針を定める。

### （高齢者虐待の種類）

高齢者虐待とは、次のいずれかに該当する行為をさす。

#### ① 身体的虐待

##### 養護者による高齢者虐待類型

- ・暴力的行為で、痛みを与え身体にあざや外傷を与える行為。
- ・本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。
- ・本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与え、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。
- ・外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。

##### 養介護事業者等による高齢者虐待類型

- ・暴力的行為。
- ・本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為。
- ・「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

#### ② 介護・世話の 放棄・放任

##### 養護者による高齢者虐待類型

- ・意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。
- ・専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。
- ・同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。

##### 養介護事業者等による高齢者虐待類型

- ・必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させ

る行為

- ・高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- ・必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為。
- ・高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置。
- ・その他職務上の義務を著しく怠ること。

### ③ 心理的虐待

養護者による高齢者虐待類型

- ・脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。

養介護事業者等による高齢者虐待類型

- ・威嚇的な発言、態度 ・怒鳴る、罵る。
- ・侮辱的な発言、態度。
- ・高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度。
- ・高齢者の意欲や自立心を低下させる行為。
- ・心理的に高齢者を不当に孤立させる行為。
- ・その他。
- ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など

### ④ 性的虐待

養護者による高齢者虐待類型

- ・本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。

養介護事業者等による高齢者虐待類型

- ・本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。

### ⑤ 経済的虐待

養護者による高齢者虐待類型

- ・本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

養介護事業者等による高齢者虐待類型

- ・本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

#### ※セルフネグレクトについて

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、高齢者虐待防止法の対象外となっています。しかしながら、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると 思われる者も多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から、「支援してほしい」「困っていない」など、市町村や地域包括支援センター等の関与を拒否することもあるので、支援には困難が伴いますが、生命・身体に重大な 危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えています。必要に応じて高齢者虐待に準じた対応を行えるよう、高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応できる関係部署・機関 の連携体制を構築することが重要。

#### （虐待に対する「自覚」は問わない）

利用者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に利用者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する。

#### （利用者の安全を優先する）

高齢者虐待に関する通報等の中には、利用者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想される。入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができないときでも利用者の安全確保を優先する必要がある。

#### （常に迅速な対応を意識する）

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には迅速な対応が必要である。

#### （組織的に対応する）

高齢者虐待の事例に対しては、担当者一人の判断で行うことを避け組織的な対応を行うことが必要である。

相談や通報、届出を受けた職員は、早急に虐待対応の担当者やそれに相談し、相談等の内容、状況から緊急性を判断するとともに、利用者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要がある。

特に、利用者の安全や事実確認のための調査では、担当者一人への過度の負担を避け、また客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とする。

(関係機関と連携して援助する)

複合的な問題を抱える事例に対しては、問題への対応機能を有した機関との連携が不可欠であり、地域包括支援センターが構築する「高齢者虐待ネットワーク」を活用する事が有効である。

(記録を残す)

高齢者虐待の対応に関する会議や当事者とのやり取りはすべて記録に残し、適宜組織的に対応状況を共有する必要がある。対応如何によっては、個人の生命に関わる事態に発展する可能性もあるため、対応の決定にあたっては、一職員ではなく組織としての実施を徹底させることが重要である。

記録を残し説明責任を果たすことは、事後検証や権限行使等を伴う虐待対応において欠かすことができない。

## 2：虐待防止検討委員会その他事業所内の組織について

虐待防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合はその再発を確実に防止するため「虐待防止委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員長の役割)

委員長は事業所の管理者が務め、委員会の運営と指導を担う。

(開催頻度)

委員会は年に少なくとも2回開催し、必要に応じて追加の臨時の会合を実施する。

(他の会議との一体的な設置・運営)

必要に応じて、他の会議体と一体的に委員会を設置し、効率的に運営する。

(他のサービス事業者との連携)

他のサービス事業者と協力し、広範な視野での虐待防止策を検討することも可能である。

(遠隔会議システムの利用)

必要に応じてテレビ電話装置などの遠隔会議システムを利用し、幅広い参加を促進する。

#### (検討事項)

委員会は以下の事項について検討し、そこで得た結果は従業者に周知徹底を図る。

- ・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。
- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- ・従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ・再発の防止策に講じた際に、その効果についての評価に関すること。

### 3：虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修は、従業者に対して虐待の防止に関する基礎的内容と適切な知識の普及・啓発を目的とする。この研修は、当事業所の指針に基づいて虐待防止の徹底を図ることを目標としている。

#### (研修プログラムの作成)

本指針に基づいた研修プログラムを組織的に作成し、職員教育の徹底を図る。この研修は、虐待の各種形態、その兆候の認識、適切な対応方法、法的な背景と責任に関する内容を含む。

#### (定期的な研修の実施)

すべての職員は、年に少なくとも一度はこの研修を受ける。研修は、職員の知識とスキルを変更し、虐待防止に関する意識を高めるために重要である。

#### (新規採用者への研修)

新規採用される職員には、入職時に必ず虐待防止研修を実施する。これにより、新たな職員も事業所の虐待防止方針を理解し、実践する能力を身に付ける。

#### (研修内容の記録)

研修の実施内容、日程、参加者などを記録する。

## 4：虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合に対応するための以下の基本方針を定める。

### （迅速な報告）

虐待が疑われる場合、職員は高齢者虐待防止法に基づく通報義務を遵守し、ただちに管理者や指定された担当者に報告する。同時に地域包括支援センターに速やかに通報する。

### （事実確認の協力）

地域包括支援センターによる事実確認に全面的に協力する。これには、関係者の面談や証拠の収集などが含まれる。

### （被虐待者の保護）

虐待が確認された場合、被虐待者の安全確保と心理的サポートを最優先に行う。必要に応じて追加の医療介護サービス等を提供する。

### （養護者の支援）

虐待が養護者によって行われた場合、養護者もまた支援を必要としている可能性があることを認識し、適切な支援を検討する。これには、介護疲れ、経済的問題、医療的課題など、虐待の背景にある複数の要因を考慮する。

### （虐待者が職員の場合）

虐待者が職員であることが判明した場合は、厳正に対処する。これには、必要に応じて懲戒処分や法的措置の実施も含まれる。

## 5：虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

虐待等が発生した場合の相談・報告体制を整備し、職員及び利用者が安心して相談や報告ができる環境を提供する。

### （相談窓口の設置）

虐待に関する相談や報告を行うための専門窓口を設置する。

(報告内容の適切な扱い)

報告された情報は慎重に取り扱い、個人情報保護に配慮しながら適切に管理する。

(報告者へのサポート)

報告者に対して適切なフォローアップとサポートを提供し、報告による不利益が生じないように配慮する。

## 6：成年後見制度の利用支援に関する事項

判断能力の不十分な高齢者の権利擁護のため、成年後見制度について利用者や家族に情報提供を行うとともに社会福祉協議会等の適切な相談窓口を案内する。

## 7：虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待やその疑いに関する苦情に対応し、それらを適切に解決するため以下の体制を確立する。

(苦情受付窓口の設置)

虐待に関する苦情を受け付ける専用窓口を設置する。この窓口は、利用者が自由に利用でき、安心して相談できるような環境で運営される。

### 【虐待防止相談窓口】

担当者：管理者 佐藤 麗夢

住所：東京都葛飾区西新小岩 4-3-16

電話番号：03-6657-6961

FAX 番号：03-6657-6962

Mail：lim.lnc.20231208@gmail.com

(苦情の迅速な対応)

受け付けた苦情に対しては迅速に対応し、事実関係の調査を行う。必要に応じて、適切な対応や措置を講じる。

(透明性の保持)

苦情の処理過程は透明性を持ち、利用者や職員に適宜情報を提供する。ただし、個人情報

報には十分配慮する。

(解決策の検討と実施)

苦情に基づいて適切な解決策を検討し、必要に応じて実施する。これには、職員の再教育、業務プロセスの見直し、または他の適切な措置が含まれる。

(苦情処理の記録と評価)

苦情の処理過程と結果は記録し、これを基に虐待防止のためのシステムやプロセスの改善を図る。

## 8：利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針を事業所内に掲示すると共に事業所のホームページに掲載することで、いつでも利用者や家族が閲覧できるようにする。

## 9：その他虐待の防止の推進のために必要な事項

当事業所における高齢者虐待防止の取り組みは、その重要性和緊急性を鑑みて、管理者が専任担当者として責任を持つこととする。管理者は、虐待防止のための全ての活動の監督、調整、及び実施を担当し、職員への研修、報告体制の整備、対応策の策定など、虐待防止に関するあらゆる事項について主導的な役割を果たす。

### 附則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。